



院医療」に関する事務を障がい者支援係に、「要介護等認定」、「介護認定審査会」に関する事務を介護保険係に移管することで事務の整理を行い、介護保険係を1人増とする。

3点目だが、保険年金課で所掌している保健事業について、保健師のノウハウ等を効果的に活かすため、健康推進課に移管することとしている。

次に、児童青少年部及び教育部についてだが、主な点について2点説明する。

1点目だが、令和2年度に（仮称）子育て・教育支援複合施設が完成することに伴うもので、児童青少年部に「子ども発達支援課」、教育部に「教育支援課」を新設することとする。なお、ここに配属される職員については、両部署を兼務することを考えている。所掌事務については、子育て支援課企画支援係、児童青少年課児童青少年係、高齢障がい課障がい者支援係から資料のとおり「子ども発達支援課」に移管、学校教育課学務保健係、指導室指導教職員係から資料のとおり「教育支援課」に移管することとする。また、その中で、子どものみではなく、子育て家庭を包括的に支援していくことから、部の名称を、児童青少年部から「子ども家庭部」に改めることとする。

2点目だが、子育て支援課手当助成係が抱えている幼稚園等に関する事務について、事務の効率化という観点より、保育係に移管することとし、「保育幼稚園係」と名称を改めることとする。

次に、環境部及び都市建設部についてだが、公園等の維持管理及び配置等を検討し、まちづくりに活かしていくことを目的に、まちづくり推進課まちづくり推進担当に、公園等の景観・立地計画に関することを追加している。また、維持管理については、業務及び人的な効率化を図るため、道路交通課に移管し、「道路公園課」に名称を改めることとする。

また、今後は環境の視点からもまちづくりを進めていく必要があることや、環境とまちづくりを一体化して進めていく必要があることから、環境部と都市建設部を統合し、「未来まちづくり部」と名称を改め、環境部門については、環境まちづくり担当理事を配置することとする。

その上で、環境政策課については、公害、路上喫煙の防止、河川等の自然環境の保全を所掌する「環境保全係」、環境に係る計画や企画事項を所掌する「環境政策係」の2係としている。

なお、移行する事務量に合わせて、資料右欄のとおり定数も整理している。福祉相談課生活支援係については、ケースワーカーが抱える対象者の増等の現状を踏まえ、1人増としており、市全体の定数としては令和2年度より1人増の体制と見込んでいる。

このたびは多くの部署にまたがる改正となるが、本内容について確認いただき、意見等ある場合は8月19日までに政策室まで連絡をお願いする。

本部長 意見や質問等はあるか。

本部長 安心安全課についてだが、市長直轄又は副市長直轄の組織にしてはどうかという意見が以前あったと思うが、その後検討はされているか。

事務局 その件については、検討した結果、現段階では見送ることとさせていただいた。

本部長 災害時においては、市長直轄とすることで迅速な対応が可能となるのは確かであるが、その役割として災害対策本部があり、また、平常時等においては、一般的な組織上で運営していくべきこともある。将来的な話であるが、未来戦略室が市長直轄又は副市長直轄の組織となる可能性があることも考慮すると、組織として崩れる恐れもある。今後、必要性が出てくることもあると思うが、現段階では直轄ということは考えていないところである。

副本部長 (仮称) 子育て・教育支援複合施設の開設に伴い、教育支援課が新設されているが、就学相談や特別支援教育、不登校に関することに関しては、一般事務職のみでは対応できず、学校経営と深く関わってくることがある。現在は、教育部理事兼指導室長が教育の専門的な見地から携わってきた領域であるが、今後の指導室と教育支援課の事務の取扱いについて説明をお願いします。

事務局 (仮称) 子育て・教育支援複合施設において、各センターの相談を所掌することとなり、教育部理事兼指導室長に関しては、従来と同様、学校との連絡・調整等は担っていただくことを想定している。

副本部長 教育の専門的な事項は、教育部理事兼指導室長のみではなく統括指導主事や指導主事の役割も極めて重要であるため、柔軟な組織体制の整備をお願いします。

本部長 未来まちづくり部についてだが、環境施策については、環境まちづくり担当理事が配置されるということで、横串で施策を進めやすくなる一方で、1部6課になるため、所掌が広がる。他自治体では、河川や下水道等については都市建設部系であることや、環境や下水道等については市民生活部系であることがある。どのような位置付けとするかは、市のまちづくりに因ると思うが、所掌範囲が広がることについての議論はされたか。

事務局 所掌範囲が広がることは認識している。今後は、まちづくりを環境施策からも進めていく必要があるため、都市建設部と一体となってやっていくことが良いのではないかという議論となった。また、他自治体の組織も参考として検討している。

本部長 部の決裁権者としては未来まちづくり部長であり、環境まちづくり担当理事は環境施策について、横串で進める調整役という認識で良いか。

本部長 所掌が広がるため、環境施策については担当理事が担っていくが、決裁権者としては部長となる。

本部長 未来まちづくり部については、他自治体を見ても様々な位置付けがあるが、

今回は横串で進めるということで整理をしたものである。なお、将来的に南口の開発を見据えた際に、改めて組織改正を行い、この部の位置付けについても整理していく必要が出てくることは想定される。

本 部 員 定員について確認させていただきたい。都市建設部においては、現在、東京都から新たな事務が降りてくるが、その対応については検討されているか。また、嘱託職員については含まれているのか。

事 務 局 嘱託職員は含まれていないものである。定員については、基本的には現在の範囲内で全体調整できればと思っている。

本 部 員 嘱託職員の待遇についても今後検討をお願いします。

本 部 長 他に意見等がなければ、内容を各部署で確認することとする。

次に議題2「技能労務業務のあり方について」説明をお願いします。

事 務 局 今回は、一般作業職と給食調理の2点について、審議をお願いします。

現在、一般作業職については定年退職者不補充を実施し、実員数は年々減少している状況である。あわせて、平均年齢が平成31年度は約56.8歳と高齢化しており、これによる作業負担の増や、各年度更新である再任用職員が全体の約30%を占める等、安定的な体制が確保しづらいこと、また、令和2年度には定数割れする部署が生じること等を踏まえ、今後の体制について見直しを行いたいと考えている。

現状についてだが、まず、学校教育課付けの職員については、定数0で正規職員3人、再任用職員1人の計4人の加配となっており、この4人が中学校各校に1人ずつ配置されている。課題としては、再任用職員1人が令和3年度をもって完全に退職となるため、1校1人体制が維持できなくなることが挙げられる。

次に、施設課及び学校教育課の兼務職員は定数3人となっており、このうち主に学校での作業を行う職員は正規職員2人だが、現在は1人ずつに分かれて、第一中学校・第四中学校の北部地域と、第二中学校・第三中学校の南部地域を巡回している。課題としては、それぞれ1人での作業となるため、対応できる作業が大きく限定されることが挙げられる。

また、主に学校以外での作業を行う職員は正規職員1人、再任用職員1人の計2人で、各課から依頼を受けて可能な範囲で対応している。課題としては、再任用職員1人は令和3年度をもって完全に退職となることや、正規職員1人は体調面で重作業が困難等、こちらも対応できる作業が大きく限定されている現状が挙げられる。

次に、道路交通課及び環境政策課の兼務職員は定数7人のところ、正規職員5人、再任用職員3人の計8人体制となっている。課題としては、令和2年度には再任用職員2人が完全に退職し、6人体制となるため、定数割れが生じる

ことが挙げられる。

こうした現状と課題を踏まえ、学校教育課付け職員については、令和4年度から3人体制となることを見据え、中学校の用務等業務の1校委託化を検討したいと考えている。

次に、施設課及び学校教育課の兼務職員については、現状として対応できる範囲が限定されていることから、定数を0人とすることを考えている。

次に、道路交通課及び環境政策課の兼務職員については、正規職員で当面維持が可能な5人を定数とした体制を考えている。また、先ほどの議題1で審議いただいた組織改正にあわせ、部署を統一することとしている。

なお、定数については以上のとおりとするが、現在勤務している職員の職務内容は基本的に現状を維持しつつ、退職により職員が減となる部分については、必要に応じて業務委託への切換え等で補っていくことを考えている。

今回、施設課及び学校教育課、環境政策課及び道路交通課職員の定数減について了承いただければ、職員組合に提示していきたいと考えている。

続いて、小学校給食調理について説明する。

5月14日の行財政改革推進本部会議において令和2年度からの和泉小学校の給食調理業務の委託化について了承いただいた後、5月24日付けで職員組合に提案したところである。

これに対し、7月16日付けで職員組合側から回答書が提出されたので、その説明とともに回答への対応について審議いただきたいと考えている。

回答の内容だが、1点目、小学校の給食調理業務の委託化は、和泉小学校のみでなく、残りの緑野小学校も同時に委託化し、学校の給食調理職員を全員同時に保育園に配置すること、2点目、学校から保育園への配置替え後は退職まで、更に本人が希望した場合は再任用期間満了まで職を確保すること、の2点である。

対応案としては、子ども数の増加や、アレルギー対応等の業務の複雑化、また、保育園では再任用職員が平成31年度に2人完全に退職となることや、嘱託職員の確保が難しい現状があること等から、小学校、保育園のいずれも余裕のない状況となっていることから、小学校を2校とも委託化することで、給食調理業務のさらなる安定的な体制を確保できると考え、これらについては受け入れたいと考えている。

本内容で了承いただけたれば、職員組合に対して回答するとともに、先の2点については、回答書のとおり進めることで合意が確認できたものとして進めさせていただく。また、第3回定例会の補正予算に給食調理業務委託化の経費を計上させていただきたいと考えている。

本部長 意見や質問等あるか。

本 部 員 中学校の一般作業の委託化についてだが、小学校の一般作業の委託化を拡大していくイメージで良いか。

事 務 局 そのとおりである。

本 部 員 小学校から保育園に給食調理職員を配置換えさせるのは問題ないが、職場を退職するまで職を確保することは約束できない事項であるため、それを踏まえた回答をお願いします。

本 部 長 その他意見等がなければ、行財政改革推進本部会議として承認することとし、第 353 回狛江市行財政改革推進本部会議を終了する。